

タイトル	特別講演「国際裁判の意義と課題：日本の事例を素材として」
著者	杉原，高嶺
引用	北海学園大学法学部50周年記念論文集：585-611
発行日	2015-03-15

国際裁判の意義と課題

——日本の事例を素材として——

杉原高嶺

目次（講演レジュメ）
はじめに

I 国際裁判とは

1. 国際裁判の基本的特性
2. 国際裁判の形態
 - (1) 仲裁裁判
 - (2) 司法裁判
3. 国際裁判の史的展開
 - (1) 仲裁裁判の展開
古代（ギリシャ） 中世（近世） 近代 現代
 - (2) 司法裁判の発展
 - (a) 常設国際司法裁判所（P C I J） から国際司法裁判所（I C J）へ
 - (b) 国際海洋法裁判所（I T L O S） 国際刑事裁判所（I

II 日本の裁判事例

- CC） 地域的裁判所等
1. マリア・ルース号事件（対ペルー・一八七五（明八）年）
 2. 家屋税事件（対英・仏・独・一九〇五（明三八）年）
 3. みなみまぐる事件（対豪州・N Z・二〇〇〇（平一二）年）
 4. 南極海捕鯨事件（対豪州・二〇一四（平二六）年）（N Z訴訟参加）
 5. I C J 提訴に至らなかった事件

III 国際司法裁判所の裁判の仕組み

- (2)
 - (1) フジモリ元大統領引渡請求事件（対ペルー）
1. 組織上の要点
 - (1) 国連システムにおける地位
 - (2) 裁判官の選出と構成

2. I C J の裁判管轄権
 (1) 裁判の当事者能力
 (2) 管轄権設定の形態 (管轄権の基礎)

- IV I C J 裁判の意義と課題 — むすびに代えて —
 (3) (a) 付託協定 (b) 裁判条約 (c) 選択条項
 日本の領土問題に関する管轄権はどうか

はじめに

ご紹介いただきました杉原です。本日は法学部創設五〇周年というおめでたい席にお招きいただきましたことを光榮に思います。ただ、それに見合う内容のある話ができるかどうか、そちらのほうを心配している次第です。

実は私は北海道大学に在職しているときに、かれこれ三〇年も前のことですが、この皆様の大学に、非常勤講師として、約一〇年近くお邪魔させていただいております。三〇年ぶりにこの教壇に立たせていただき大変懐かしく思っています。

それでは、時間の制約がございますので、配布しましたレジュメに沿ってお話をさせていただきます。ある程度、重点を絞ってお話することになると思います。一二時一〇分前に私のお話を終えるようにして、そのあと、質問がたぶんおありかと思しますので、お受けしたいと思えます。

I 国際裁判とは

さつそく、「I 国際裁判とは」というところからですけれども、国際裁判といえますと皆さんどういうイメージを思い浮かべられるでしょうか。人によつてはニュルンベルグ、あるいは極東国際軍事裁判 (東京裁判) というような戦争裁判を思い出される方もいらっしゃるかと思えますけれども、できれば、いまの国際司法裁判所のようなもの

を連想していただければ、これからの話が聞きやすくなるかと思えます。国際裁判といえますと、ふつうは国家と国家の紛争、国家間の紛争を裁く法廷です。ですから、国籍の異なる個人同士の争いを裁くという形で国際裁判所が作られることはありません。ただ、現在では特定分野で個人の問題を取り扱う国際裁判所もできております。これはまた後で、レジユメの「I」の一番最後のところで少し触れたいと思いますが、国際裁判は原則としては国家間の紛争を裁くところだとご理解ください。

1. 国際裁判の基本的特性

さて、国際裁判所は、国家間の紛争——これを国際紛争といいます——を裁く機関ですけれども、必ずしもこれだけが国際紛争の解決に当たる機関ではありません。国際社会には、そのほかにも仲介とか、調停(国際調停)、あるいは審査(国際審査)といった解決方法があります。仲介というのは、主として、どこかの権威ある国家元首とか大統領に紛争の解決の仲立ちを頼むものです。それから調停というのは、その問題について専門的な知識をもつ三名ないし五名の人を任命して、その人たちに調停案をつくっていただきます。審査というのは、調停とちょっと似ているのですけれども、専門家に紛争そのものの解決というよりは、紛争の原因となった事実を説明していただくものです。ときどき、事実がはっきりしないために紛争がなかなか解決しないということがあります。逆に事実がはっきりすると紛争の解決に自ずと結びつくことがあるので、この方法も有用です。これらの伝統的な解決方法に加えて、現在では国家間の紛争を、国連の安保理であるとか、ILO(国際労働機関)の審査委員会、あるいはWTO(世界貿易機関)などといった国際機構において処理することも広く行われています。国際裁判は、そういう国際紛争の解決方法のうちの一つですけれども、この国際裁判の基本的特性はどこにあるのか、ほかの解決方法と比べて裁判の特徴はど

ここにあるかといえますと、次のような三点を指摘できるかと思えます。

一つは、「独立の第三者による裁定」であるという点です。実は、「第三者による裁定」という要素は、他の紛争解決方法にもすべて共通しております。ですから、特に国際裁判だけに認められる要素というわけではありませんが、裁判は「独立性が強く保障された第三者による裁定」という性格をもちます。

二番目は、その裁定を出すときに、何を基準にして紛争の解決案を出すか、決定を下すかということ、国際法を基準とします。これはほかの解決方法と違うところです。調停とか仲介においても、国際法を考慮することはできません。実際、これを考慮して調停案を出すということをやっていますけれども、しかし厳格に国際法だけを基準としなければならぬということはない。ですから、政治的・経済的な考慮をそこに加味するという柔軟な判断を、ほかの解決方法ではとることができません。裁判の場合は、原則的に国際法だけを基準にしなければならず、他の判断基準をいれてはいけません。この点が、裁判の二番目の特徴としてあげられます。

三番目の特徴は、その国際法を基準とした裁定あるいは判断が、紛争の当事者を法的に拘束するという点、ここが非常に大きな裁判の特徴です。調停の場合、調停案は当事国を法的に拘束しません。したがって、——そういう法的に拘束しないものを勧告 (recommendation) というのですけれども——、当事国にとって、どうしてもその調停案は受け入れられないというような場合は、それを拒むことができる。拒むことは実際にはむずかしいですけれども、法的にはそれが可能です。それに対して、裁判の場合には拒むことができない。そこが裁判の非常に大きな特徴です。したがって、ひとたび裁判所にもっていった、そして裁判所がそれについて管轄権があるという場合は、ほぼ確実にその紛争の解決に結びつく、そういう大きな特徴があります。あとで少し触れます南極海の捕鯨事件で日本は負けましたけれども、こんな判決は受け入れるわけにはいかない、というようなことは日本はいえませんが、さっそくその日に、

日本政府は「判決に従う、法の支配に従わなければならないから、これを受け入れる」ということを表明しました。それは当然のことを述べただけのことです。

2. 国際裁判の形態

そういう国際裁判は、それではどのような形態で発展してきたのか、これがレジユメのⅠのⅡの論点です。国際裁判はいかなる形態に大別できるかというところ、ここに書いてあるように、仲裁裁判と司法裁判に大きく分けられます。歴史的には仲裁裁判という形式の裁判が旧くから発展してきて、司法裁判という形態がみられるのは二〇世紀になってからです。したがって、こちらはまだ一世紀ぐらいの歴史しかありません。

では、仲裁裁判と司法裁判はどこが違うのか。もともと大きな違いは、法廷の設置方法の相違です。仲裁裁判では、紛争が起こってからそのための法廷が設置されます。Aという国とBという国の間で紛争が発生したとして、これを裁判で解決しましょうという合意を取り結んで、その際に、裁判の主題と裁判官の選出方法を定める仲裁協定という協定を結ぶのです。このように紛争当事国の合意によって、具体的な法廷を創設するわけです。こうしてできる仲裁裁判所では、A B間のXという紛争だとしますと、そのXという紛争について判決を出すことによって、その裁判所の役割は終了する。任務終了で裁判所は使命を終えます。その後、もしA B間に新しい別の紛争が発生した場合に、また仲裁裁判をとるときには、新たな仲裁協定を結んで新しい法廷をつくります。そういうふうには、法廷がその都度、*ad hoc*につくられるものです。レジユメのⅡに、日本の裁判事例として挙げた最初の三件、すなわちマリア・ルース号事件、家屋税事件、みなみまぐろ事件、この三つはみな仲裁裁判の事例です。

それに対して、(2)の司法裁判というのは、法廷があらかじめ設置された、つまり法廷の恒常性が確保されていると

ころの裁判形式です。代表的なのは、いまある国際司法裁判所 (International Court of Justice) です。ここでは、ICJと略させていただくかもしれませんが、一五名の裁判官が国連の総会と安保理で選挙されて、オランダのハーグに平和宮という建物がありますが、そこに一五名構成の法廷が常置されている。そして、かかってきた紛争を次々に処理します。このように、法廷の設置が *ad hoc* なのか、それとも *permanent* に (恒常的に) 存在するかという点が、仲裁裁判と司法裁判の大きな違いです。

3. 国際裁判の史的展開

さて、3. の史的展開というところですが、歴史的には仲裁裁判が先行します。まず古代、括弧してギリシャと書いておきましたが、紀元前三〜五世紀頃になります。古代ギリシャのアテナイとかスパルタというような、あるいはミケーネであるとかコリントというところでは、一つの都市が国家をつくりました。都市国家といえます。その都市国家の間に紛争が生じたとき、よく仲裁裁判が行われました。他の都市国家の人を仲裁裁判官に任命して、その紛争の解決を託します。そういう判決が残っています。そのギリシャの伝統は、ギリシャが紀元前二世紀頃、古代ローマ帝国に征服されてしまい、それ以降、この裁判の伝統が途絶えてしまいます。そして、長い中世の時代に入ります。中世の頃はどうかというところ、仲裁裁判が、あまり頻繁ではありませんが、ときどき行われています。現在の国際法、国際裁判がすべてそうであるように、それらは西洋で生まれ、西洋で発達してきました。ヨーロッパの中世においては、封建領主、封建諸侯が群雄割拠して、独立した主権国家という体制は未成立の状態でしたが、国王、王様、たとえばフランスの王といった自治的な権力主体が存在しました。しかし国内は統一されておらず、いろいろな封建諸侯が、それぞれに権力をもっていて対峙する状況にある。そういう諸侯の間で、やはり仲裁裁判が行われています。

最も特徴的なのは、誰を裁判官にしたかということ、かなり多かつたのがローマ教皇（ローマ法王）です。中世の頃のローマ教皇の地位は大変なものです。時代にもよりますが、絶大な権威者でした。教皇皇帝主義という言葉もあります。ローマ教皇が最高の皇帝だというのが教皇皇帝主義です。なぜローマ教皇がそういう力をもったかということ。ローマ教皇というのは、もともとはローマの地を統治していた司教 (Bishop) でした。当時ヨーロッパには、メインツにもケルンにもパリにも司教が置かれている。この司教というのは非常に強い力をもってその地域を統治しているわけです。ローマ教皇はその一つにすぎないのですけれども、のちにローマ司教については特別な地位が認められます。したがってローマ教皇 (Pope) という名称で呼ばれるようになるのですけれども、なぜローマ司教に特別な地位が認められたかという、あまり神学には強くありませんが、ローマ教皇はキリストの代理人とされているのです。なぜローマ司教がキリストの代理人かという、いまのローマにカトリックの総本山がある。バチカン教皇庁です。イエス・キリストが天国のカギを授けた筆頭の弟子ともいべきペテロがローマで殉教し、その墓の上に建っているのがサン・ピエトロ寺院で、ピエトロというのはペテロのことでしょう。そういうこともあって、キリストの代理人という特別な地位が認められました。そこで、聖書を読んだ人は分かると思うのですけれども、マタイやルカの福音書では、人を裁いてはいけないという言葉が出てきます。「汝、人を裁くなかれ」。おそらく、人を裁くというのは神にしかできない、ということかと思えます。そうすると、ローマ教皇はキリストの代理人ですから、人を裁くことができる。君主を裁くことができる。ローマ教皇による仲裁裁判は何回か行われています。具体的な例は省略させていただきますが、一件だけ著名な例を挙げますと、スペイン、ポルトガルが、一五世紀の末、かの大航海を行い、大西洋とインド洋の全体を自分のものだとそれぞれに主張し始める。そこで、ときの教皇アレクサンデル六世にその裁定を依頼して、アゾレス群島の東方の一〇〇海里のところを境にして、一方はポルトガル、他方はスペインとしま

した。これは一種の仲裁裁判です。なお、教皇とは別に、他の君主が裁判に当たった事例もみられます。

次に、レジメで近世に括弧を付しておきました。これを括弧付きにしたのは、実は近世においては、この仲裁裁判というものが一時的に途絶えてしまうからです。ほとんど行われたという記録が残っていません。近世になりますと、今の主権国家体制という構造ができます。国王が国家を統一し、その国王がいわゆる王権神授説によって、国王こそが神から権威を授かっている、ということと他者の裁判を拒否する、そういう絶対主義の時代です。国王は他の権威者の判定に服することはない、ということと裁判の伝統はいつた途絶えてしまうのですけれども、次の近代になって、この仲裁裁判が復活します。一八世紀の末から、そして一九世紀にこれが非常に発達します。日本の裁判事例のマリア・ルース号事件や家屋税事件は——家屋税事件は二〇世紀に入りますけれども——その流れを汲んだ仲裁裁判であり、一九世紀の仲裁裁判復活の一つの例です。欧米だけでなくアジアも、それからラテンアメリカ諸国も含めて、一九世紀にはそういう仲裁裁判が非常に普及して、そして今日（こんにち）にいたっております。現在でも仲裁裁判は行われています。先ほど述べた日本のみなまぐる事件、これは二〇〇〇年に判決が出たのですけれども、これも仲裁裁判です。そして現代は、そういう仲裁裁判が一方で行われると同時に、先の(2)「司法裁判の発展」にいう、司法裁判という制度が新たに発展します。代表的なのが、(a)に書いておきました常設国際司法裁判所(PCIJ)の誕生です。これは現在はありません。戦前、第一次世界大戦後から第二次世界大戦の戦間期に非常に活躍した裁判所で、この裁判所は、第二次世界大戦後に現在の国際司法裁判所に引き継がれました。いまのICJはPCIJと法的には連続しておりませんが、実質的には前のPCIJを引き継ぐという形で創設されたものです。

それから(b)ですが、現在では国際海洋法裁判所という特別の裁判所が一九九〇年代に設置されました。これは海洋法の問題を専門に取り扱う裁判所で、ドイツのハンブルクに法廷が置かれております。また、二〇世紀末に設置され、

二世紀に活動が始まったばかりの国際刑事裁判所も注目されます。これは個人を対象とする裁判所です。重大な侵略の罪を犯した者、ジェノサイド（集団殺害罪）を犯した者、重大な戦争犯罪を犯した者、人道に対する罪を犯した者、こういう重大な国際犯罪を行った個人を、その者の地位や身分に関係なく処罰する裁判所です。この点が伝統的な国際裁判所と違うところです。国家間の紛争を取り扱う裁判所ではありません。それから同じ(b)に「地域的裁判所等」と書いてありますけど、地域的裁判所としては、今のヨーロッパには、ヨーロッパ連合の裁判所、EU裁判所があります。これはEUの特に経済的な問題についての争いを取り扱う裁判所です。ヨーロッパには、さらにヨーロッパ人権裁判所があります。これは大そう先進的な裁判所です。人権裁判所としては、さらにラテンアメリカ諸国の米州人権裁判所があり、アフリカにも、アフリカ人権裁判所が置かれています。戦後、国際人権法の華々しい発展が見られるわけですけども、これらはそういう人権法違反の問題を取り扱う地域的な、regionalな裁判所です。

II 日本の裁判事例

先を急ぎます。IIの「日本の裁判事例」では興味深い問題が出てきますので、本当はこれを詳しくやりたいのですが、けれども、時間の都合で、大体どういうケースであったか、その概要だけを紹介したいと思います。

1. マリア・ルース号事件（対ペルー・一八七五（明八）年）

まずマリア・ルース号事件ですが、事件そのものは明治五年に横浜で起こりました。日本はいまだ国際法というものをよく知らないときです。国際法（万国公法）というものがある、ということがようやく分り始めたときに、よくこういう裁判をやったものだとか妙に感心もします。横浜にマリア・ルース号というペルーの帆船が入港します。こ

の MARIA・ルース号というのは、実は奴隷輸送船とみられるものでした。ペルーの側は、いや、これは中国のマカオで労働者として契約の上で雇い入れてきたのだというのですけど、約二三〇人の中国人が船内にいて、横浜に停泊中に一人、二人が逃げ出したんですね。ペルーにとっては運悪いことに、すぐ横にイギリスの軍艦が停泊していた。当時イギリスは、反奴隷運動を大々的に推進していた国です。日本政府に対して、かのペルー船は奴隷輸送船とみられるので少し調べたらどうか、とういうことで、日本は調べるわけです。するとやはりこれは奴隷として中国からペルーに運ぶところだったとみたのです。それで日本政府は全員を解放し中国に帰してしまおう。ところが、ペルーはそれに対して、非常に強い抗議をしてきました。「迷惑千万なこと、損害賠償を支払え」というのです。日本は、これは合法的な行為であると反論します。結局、外交的決着がつかず、仲裁裁判でけりをつけましょう、という話になって、このときはロシア皇帝、アレクサンドル二世を仲裁裁判官にするということになりました。もつとも、皇帝自身が裁判にあたるわけではなくて、側近の国際法に有能な人がそれを調べ、それを皇帝の名前で判決を出すわけです。その判決が明治八年で、これは非常に簡単な判決です。日本が奴隷（クラーリ、苦力）を解放した行為、これは国際法に違反しないという、ほとんどそれだけしかいっていません。なぜ違反しないのかという法的な理由はほとんど書いていない。みなみまぐる事件も仲裁裁判ですし、家屋税事件もそうですけれども、これらと比べると、どことなくもの足りない判決というふうに感じます。国際法上の根拠というものが十分に展開されていないのです。

2. 家屋税事件（対英・仏・独・一九〇五（明三八）年）

二番目の家屋税事件、これは、幕末に日本が締結した不平等条約の後遺症を引きずった事件です。日本は、何とか条約改正という新政府の悲願を明治二七年に実現しますが、不平等条約体制の中では、日本は開港地に居留地制度と

いうものを認め、そこに永代借地権という特権を外国人に与えたわけです。その後、条約改正で居留地制度を廃止しました。日本としては、居留地制度が廃止されたのだから、外国人が住んでいる建物には家屋税を課してもいいはずだ、ということで課税の決定をしたのですけれども、欧米の諸国はそれは条約に違反するとして反対しました。日本は居留地制度を廃止したからというのですけれども、改正条約の第一八条をよく読んでみると、伝統的な居留地制度、居留地内の財産に対しては「右借地券に記載されたる条件のほかは別になんらの条件をも付せざるべし」という規定がある。これは、日本政府が外国人に与えたこの借地券に記載された条件以外のいっさいの条件を付けてはいけないという意味です。これは実質的にどうということかとというと、不平等条約に定められた居留地制度を実質的には残すということですから。ただしその借地券に特に記載されたものについては別だけども、特段の記載がなければ、従来の特権が残る。家屋税を課すということは、借地券にはなにも記載されていない。だから欧米としては、家屋税を課してはいけないということになる。一応根拠はなくてはならない。そこで、裁判となりました。日本対イギリス、フランス、ドイツですけれども、日本から本野裁判官、それから三国の代表としてフランスのルノー、そしてもう一人、これは紛争の当事国でない国からということで、当時スウェーデンノルウェー王国、いまはスウェーデンとノルウェーは二つに分かれていますけれども、当時はスウェーデンノルウェー王国というひとつの国であり、そこから一人裁判官を出す。グラムという人です。このグラムが裁判長になります。普通こういう場合は、当事国から出ている裁判官、本野とルノーは、それぞれの当事国に有利に表決しますので、最終的にはグラムが決定するということになる。グラムが裁判長のこの判決では、日本は家屋税を課すことはできない、この条約の規定上できないということで、日本はこの事件で負けるのです。敗訴したのは仕方がないのですけれど、これ以来、日本は国際裁判に対してすっかり消極的、否定的な態度をとるようになります。国際裁判だけではなくて、国際法そのものに対する不信感さえもつてしまったともいわれ

ます。以来、日本は国際裁判に背を向ける格好をとるようになります。

3. みなみまぐろ事件（対豪州・NZ・二〇〇〇（平一二年））

そういう状態でやってきたところ、日本は三番目のみなみまぐろ事件において訴えられてしまいました。これは、オーストラリア、ニュージールランド、この二カ国が日本を訴えた事件です。みなみまぐろというのは、非常に大きなまぐろで、美味しいものです。私も、二、三回食べたことはありますが、ただあまり日本の店頭には出ていません。オーストラリア大陸と南極の間の南極海を回遊し、二メートルくらいもあるまぐろです。ちょうど私が京都大学にいるときでしたが、少し手伝ってほしいと外務省にいわれて関わったのですけど、そのときにオーストラリアの留学生が私のところにおいて、彼がこの事件に関心を持ち、あるとき「先生、みなみまぐろを日本にもつてくると一本で二〇〇〇〇万円ぐらいになりますよ」といわれました。日本ではやはり黒マグロが一番美味しい魚というふうにいわれていますが、みなみまぐろは非常に希少なためか、普通店頭には出ずに、日本に揚げられてもすぐに高級料亭とか高級すし屋さんに行ってしまうらしいのです。でも、たまに売っていることがあります。ただ、それはみなみまぐろという名称ではなく、インドマグロという名前で出ており、非常に高価です。その乱獲を防止するため、一九九三年に三国の間でみなみまぐろ保存条約が結ばれました。日本が大量に獲りはじめたものだから、オーストラリアとニュージールランドがこのままでいったら枯渇してしまいました。だから保存のための条約をといたわけ、条約上の漁業委員会をつくって、そこで漁獲割当てを決めることにしました。当初の割当ては、だいたい日本が六〇〇〇トン、オーストラリアが五〇〇トン、ニュージールランドが四〇〇トン。オーストラリア、ニュージールランドは、自分の国ではあまり食べません。ほとんど日本に輸出するものです。そういう形でスタートしたのですけれども、日本はその後、

この規制の結果、資源が非常に回復しており、もっと捕獲トン数を増やすべきだと迫り、これに反対するオーストラリア、ニュージーランドと鋭く対立します。そこで日本は、次にみる鯨もそうですけれど、調査漁獲をするという。資源状況を調査するために獲るのです。一九九八年には日本は、割当量とは別に、一四〇〇トンを獲得、九九年には二〇〇〇トンを獲得するというのです。オーストラリアとニュージーランドはこれを承服するどころか、日本を国連海洋法条約にもとづいて仲裁裁判に訴えるという挙に出ました。国連海洋法条約ではそういう場合に、一応、訴えられた国は応じなければならぬという裁判義務を設定しています。ですから、本件が本当にこの条約の規律事項に該当するのであれば裁判に応じなければならぬのです。とりあえず日本は応じました。しかし考えてみると、これはおかしい。九三年のみなみまぐろ保存条約の違反がある、というのであればともかく、そうではなくて、国連海洋法条約の漁業関係規定の違反があるから、そうしてその国連海洋法条約には裁判義務が設定されているから、ということでは日本は訴えられたわけです。これは少し待てよということですが、日本は、とりあえず裁判所を設置することには同意したのです。五名の裁判官で、日本一人と、ニュージーランド、オーストラリアを代表してニュージーランドから一人、あとの三名は別の国から選ぶということで、一応法廷はつくったのです。けれども、日本としては、この仲裁裁判所はこの事件を処理する管轄権はないという主張を提起しました。つまりすぐには本案を争わないで、裁判所には本件を取り扱う管轄権はありませんという抗弁を出しました。その抗弁のことを先決的抗弁といいます。そこで、先ほども加藤教授から紹介がありましたけれども、弁護団の一員に頼まれてどういう抗弁があるのかということ、国際司法裁判所の判例にそって一所懸命調べた記憶があります。幾日か明け方までかけて調べて、出来上がったところからFAXで外務省に送る、というような作業をした記憶があります。結局、裁判では日本の先決的抗弁が認められ、本件については管轄権がないということで、実際には本案に入りませんでした（ニュージーランドの裁判官は反対）。

ただ、この事件を契機にして、三カ国で改めて協議をしないことになり、今はうまくいっております。

4. 南極海捕鯨事件（対豪州・二〇一四（平二六）年）（NZ訴訟参加）

四番目の南極海捕鯨事件です。これは今年の三月に判決が出ました。新聞にも大きく出ておりました。事案の内容を簡潔に紹介しておきますと、資料の②のところに、国際捕鯨取締条約の附表10の(e)をコピーしておきました。ここでは読みませんが、これは一九八二年の国際捕鯨委員会（IWC）の決定で、条約の附表、条約の一部ですが、これも、これを改正して、一九八五年以降、商業捕鯨はいつさい禁止する、零にする、という決定です。いままで日本は、一九五〇年代から商業捕鯨をずっとやってきました。とくに一九五〇年代というのは、日本では鯨の肉が貴重な動物性たんぱく資源でした。いまのように肉類が豊富に存在していませんでした。鯨の肉もイルカの肉も獲って、とにかくたんぱく源にしていたのです。非常に重要な資源だったので、とにかく商業捕鯨は禁止されませんでした。しかし、この資料の①の捕鯨条約第八条には特別許可証の規定があります。そういう商業捕鯨を禁止しても、科学調査の目的のための捕鯨、これは別ですとされている。そこで、日本はこれに着目したわけです。科学調査（scientific research）の捕鯨なら許される。しかも、ここには何頭までという捕獲頭数の制限はまったく書いてない。それから、科学調査のために獲った鯨を解体処理して市販してもよろしい、という規定もある。この規定を頼りに、日本はその後調査捕鯨をかなり大々的にやるわけですけれども、日本が調査捕鯨と称して行っているものは、実は商業捕鯨にほかならないというのがオーストラリアの主張です。オーストラリアが、選択条項、レジユメの大きなⅢの下の方、(2)の「管轄権の設定形態」の中の(c)に「選択条項」がありますが、これにもとづいてオーストラリアは日本を訴えました。日本もオーストラリアも選択条項受諾宣言をしているので、訴えられた場合には、裁判に応じなければならない

義務がある。日本は拒むことはできません。四年近くにわたって国際司法裁判所で本案の審理が行われ、判決は今年三月三十一日に下されました。一二対四で、日本の調査捕鯨は、第八条でいう科学調査の目的の捕鯨とはいえない、という判決です。これについて、批判はあると思いますが、やはり、真剣に受け止める必要があります。裏方ながら自分が関与した事件にそういうのも変かもしませんが、とくに書面審理のときに、まず原告オーストラリアの申述書 (Memorial) が提出されますが、あの分厚い書類を読んで、調査捕鯨の実態というか実情を初めて知ったのです。これが事実だとすれば、裁判で勝つのは容易なことではないなあと、直感的にそう思いました。しかし、日本政府の側は第八条があるからということで、樂觀視しているところがあります。しかし、いかに調査捕鯨の規定があるからといっても、科学調査のためというからには、それは商業捕鯨ではありませんから、自ずとそこに限度がある。その限度を超えたら、やっぱりそれはということになる。とくにこの事件でオーストラリアが問題にしたのは、第二次調査捕鯨です。これは二〇〇五年から始まりました。この調査捕鯨で、日本はとりあえず、捕鯨シーズンである冬の期間——南極海は夏ですけれど——に、八五〇頭捕獲することを目標にしている。実際、そこまで獲れるかというと、八五〇頭プラスマイナス一〇%の差を見込んでいます。しかし、八五〇頭という数字はどういう数字かというと、オーストラリアの申述書を見て驚いたのは、一九五〇年代から商業捕鯨が禁止される八〇年代までの年平均で日本が商業捕鯨で獲っていた頭数が、オーストラリアの指摘によれば、八四〇頭だったのです。種類の違いはあるにしても、その商業捕鯨の平均頭数を、第二次調査捕鯨で設定された八五〇頭という数字は上回っている。これでは、実は調査捕鯨と称しながら商業捕鯨の延長ではないかと皆さんもそう思われるかもしれません。その辺に少し無理があったのではないか。実際にはそこまで獲れなかった、あるいは獲らなかったということはありますが、ただ、そういう捕鯨の実態を国際司法裁判所の裁判官は見抜いたものと思います。

ところで、一二対四の判決だといいましたが、そうすると、皆さん疑問に思われるところがあるのではないでしょうか。国際司法裁判所の裁判官は一五名です。国連で選出されます。日本からは現在、小和田裁判官がいますけど、その前は、東北大学の教授であつた小田滋裁判官が長く勤めておられました。一二対四、これを合わせると一六です。正規の裁判官は一五名しか選ばれないのに、なぜ一二対四なのかというと、これがいい制度かどうかは別として、その事件に限って、紛争の当事国は自国から一名を特別に裁判官として参加させることができるという規定があります。日本はすでに小和田さんがおられますが、オーストラリアには、同国の国籍をもつた裁判官が一五名の中にいなかった。だから特別に、この事件に限って裁判官を任命できるわけです。特別選任裁判官あるいは特任裁判官といい、一般には *judge ad hoc* といいます。その事件についてだけ裁判官となりますから、この事件の処理が終わつたあとは、もうこの人は裁判官ではありません。このような制度にのつとつてオーストラリアが一名任命していますから、一二対四という表決となつたのです。

5. ICJ 提訴に至らなかつた事件

五番目として、ICJ 提訴に至らなかつた事件を二つ挙げておきました。まずアラフラ海真珠貝漁業事件、これもまた日本とオーストラリアの事件です。アラフラ海というのは、オーストラリア大陸の北側の部分で、北の方にはバブア・ニューギニアがあり、その間の海ですけども、ここでは真珠貝が獲れるのです。日本はよくそこに行つて漁業をしていましたが、オーストラリアが、真珠貝は普通の漁業資源と違う、海底に生息する大陸棚資源である、だから日本は勝手に獲つてはいけない、そこはオーストラリアの大陸棚である、と主張しました。これは一九五〇年代の紛争です。日本は、大陸棚制度ははまだ国際法上確立していないので、そのような制限はないはずだということ争い

になりました。そこでICJにもって行きましようかという話になり、付託協定——これはあとで触れます——の締結交渉を始めたときに、対立点をめぐる両国の話し合いがついて、実際には裁判にはならなかったというケースです。

次に、(2)のフジモリ元大統領の事件です。この人はペルーの元大統領だったのですけれど、なにかのときに日本にやってくる。そして日本に滞在して、ペルーにも帰る様子がありませんでした。そうこうしているうちに、ペルーから、この人は犯罪人であるとして、フジモリ元大統領に対する引渡し請求が日本にくるのです。大統領時代に、どこまで真実が分かりませんが、何十人かを拷問したとか人質にとったとか、そういう犯罪行為を犯したので、処罰のために引き渡してほしいという請求がきたのです。日本としては、非常に困り悩みました。日本には、逃亡犯罪人引渡法という法律があります。この法律では、日本に逃亡してきた犯罪人の引渡し請求がきた場合、原則として引き渡すけれども、自国民すなわち日本国籍をもっている者は引き渡さないという規定があるのです。二条の一番最後の九号です。自国民不引渡しの規定です。フジモリさんは、実はペルーで生まれています。両親は日本人ですが、ペルーで生まれペルーで教育を受けている。日本語はちょっとたどたどしいようですが、両親が日本人ですから、日本の国籍法でいくと、親が日本国籍をもっていると、その子どもは日本国籍を取得します（血統主義）。したがって、彼はペルーで生まれていますから、ペルーの国籍と日本国籍の両方をもっている。日本国籍をもっているので、逃亡犯罪人引渡法でいくと、日本としては引き渡せないのです。だから引渡し請求がきてもこれを拒んでいました。日本は引き渡さない。ペルーはますます態度を硬化させました。日本は条約に違反しているという。拷問禁止条約（一九四八年）という条約があって、ペルーも日本も入っている。その拷問禁止条約に違反するということです。なぜかというと、この条約には、拷問の罪を犯した者は、その請求国に引き渡すか、もし引き渡さない場合は、自国で処罰の手

続をとりなさい、というそういう規定があるのです(第七条)。日本は自国でフジモリ元大統領を処罰する意思はまったくない。他方、逃亡犯罪人引渡法の規定により引き渡すこともできない。日本はどちらもできない。板挟み状態で苦慮していたところ、ペルーが、このさい日本を国際司法裁判所に訴えるという。拷問禁止条約上、日本は引渡し義務があるのに引き渡さないという義務違反を犯しているというのです。先ほどの捕鯨事件と同じように、ペルーも選択条項受諾宣言をしている。日本としては非常に困りました。向こうは着々と準備している。実はこのときも、外務省から少し手伝ってほしいといわれて、何回か外務省に行つて対策を練つたのですけど、これぞという妙案はなく、裁判で訴えられたら、もうそこで争う以外はないと思つていたところ、そういう日本の窮状を察したのかどうか、フジモリさんは突然、日本を自発的に行きました。二〇〇五年です。ペルーのお隣のチリに行つたんです。なぜチリか、その訳は分かりませんが、とにかく自発的に出国してしまつたものですから、ペルーとしてはもう日本に引渡し請求はできない。日本にいないわけです。それで、事件がICJにかからずに終わりました。ただ、新聞報道によると、チリで刑事裁判にかけられて、幾年かの懲役刑が科されたとのことですが、いまはもう服役が終わつたか終わるか、もうその頃になるのではないかと思ひます。

III 国際司法裁判所の裁判の仕組み

1. 組織上の要点

急ぎましたけれども、これからレジュメⅢ、「国際司法裁判所の裁判の仕組み」にはいります。1の「組織上の要点」のところですよ。とくに(2)の方には問題がありますので本当は詳しく取り上げたいのですが、簡単に触れるにとど

めさせていただきます。国連システムにおける地位として、ICJは国連の一主要機関とされています。ただし司法機関ですから、国連総会とか安保理の指示などはいっさい受けない独立した地位を保っております。そういうことも含めて、国連本部の所在地とは別のオランダのハーグに置かれています。裁判官の選出は、先ほどもちよつと触れましたけれども、国連総会と安全保障理事会によって一五名が選ばれます。一五名は地理的に配分されています。アジアから三名、アフリカから三名、ラテンアメリカから二名、東欧から二名、西洋その他から五名、とされています（任期九年、再選可）。

2. ICJの裁判管轄権

次に、2.の方ですが、ICJの裁判管轄権、あるいは単に管轄権 (jurisdiction) といいます。まず(1)についてです。いったい誰がこの裁判所に係る事件の当事者となることができるかという点、これは非常にはつきりしています。国際司法裁判所規程の第三四条一項は、——資料に出しておきませんでしたけれども——、国のみが、この裁判所の事件の当事者となることができると定めています。ICJで裁判を争うことができるのは国家だけです。国家でない、たとえば、皆さん方、個人は、いっさい裁判の当事者になることはできない。原告になることもできなければ、被告にもならない。それから、現在、国連とかILO、IMF、などの国際機構が多くありますが、このような国際機構も裁判の当事者になることはできません。あとで最後の課題のところと触れると思いますけれども、これはちよつと時代遅れではないかという指摘がなされています。ただし、国際司法裁判所の事件の中には、たとえばノッテボーム事件という事件がありますが、ノッテボームというのは人の名前です。それからインターハンデル事件、これはスイスの会社の名前です。国際法では、会社、法人というのは個人と同じ扱いです。あるいはラグラン事件とかシシリー

電子工業会社事件という、そういう個人とか法人の名前が付けられた事件名のものがあります。ということは、それはノッテボームとかインターハンデルという個人や法人が問題になった事件であることを意味しているわけです。本来、個人は当事者能力がないのにどうしてこのようになるのかといいますと、個人の問題でも、その本国が、自国民の問題を、その国の国家の問題として取り上げることができるのです。それを国家の外交的保護権といいます。この問題はこの大学の加藤教授が日本の権威者です。外交的保護権は国家がもっている権利です。その案件は個人の問題であるけれども、わが国の国民の問題だ、したがって政府としてその問題を対外的に取り上げる、というそういう権利を国家はもっています。そこで、いったん外交的保護権を行使した場合は、それは個人の問題から国家の問題に変質するわけです。国家間の紛争になる。それで個人名が付けられて裁判所で争われるわけです。ただ、個人がICJに直接訴えることはできません。自分は中国に行った、あるいはイギリス、アメリカに行ったというときに、これらの被害を被ったのでアメリカ政府を相手に国際司法裁判所に訴える、などということは個人はできません。できないのですけれども、実際には、個人がある国家を直接に訴える、そういう提訴がICJに年間二〇〇〇から三〇〇〇件ぐらいあるそうです。もちろん、裁判所はそれは受理しておりません。以上が当事者能力についてです。

次に(2)の「裁判管轄権設定の形態」ですが、これと(3)の「日本の領土問題に関する管轄権はどうか」を一緒に扱いたいと思います。日本の領土問題には皆さん関心がおありかと思いますが、ロシアとの間に北方領土問題、韓国との間に竹島紛争がある。それから中国との間には、日本政府は「紛争はない」というふうにしていますので、紛争という問題があるかもしれませんけれども、尖閣の問題があります。この三つの領土問題を抱えていて、これを国際司法裁判所にどうのこうのということが議論されることがあります。果たして、日本が訴える、あるいは韓国、中国が日本を訴えるということが法的にありうるか、あるいはできるかという問題です。

国際司法裁判所は、管轄権 (jurisdiction) が無いときは、いつさいの紛争を取り扱うことができませぬ。その事件について ICJ が管轄権をもつ、ということが裁判の大前提となります。これは絶対的な要件ですが、それではそういう管轄権はどのようにして形成されるかというと、基本的には同意原則がとられています。紛争当事国両国のそれぞれの同意がないと、裁判所の管轄権は成立しません。一方の国が反対し、NO といっている間は裁判所の管轄権は形成されない、というのが同意原則です。現段階の理解では、これは主権国家を相手とする国際裁判のやむをえない原則だとみられています。したがって、ICJ にもつていくという場合は、なんらかの相手国の同意が必要なのです。その同意の表明の仕方として三つの方式があります。簡単にいうと、付託協定、裁判条約、選択条項の三つです。

付託協定というのは、仲裁裁判のやり方と同じです。ある A、B の間で X という紛争が発生した場合、ではこれを ICJ で解決しようということ、そのための特別の協定を両国の間で結び、そしてその協定を裁判所に提出します。そうすると両国の合意がその付託協定に表明されていますから、裁判所はその事件について管轄権を行使することができます。領土問題について、たとえば一九五〇年代に、イギリスとフランスの間にマンキエ・エクレオ島という小さな島がありますが、長い間、あれがイギリス領なのかフランス領なのかという争いがあった、ではこのさい ICJ で決めましょう、ということ、付託協定を結んで裁判所に事件をもつて行きました。裁判所で審理した結果、フランスに非常に近いところにある島ですが、これはイギリスが歴史的に統治してきたところと認定し、イギリスが主権をもつ島である、ということ、決着がつかしました(今はイギリスが統治しています)。このように、付託協定を結ぶことで管轄権が成立します。ですから、北方領土にしても竹島でも尖閣でも、この付託協定を結べば、ICJ にもつて行くことができます。逆にいえば、それが無い限りは非常にむずかしい。今の段階で、この三つの島について相手の国が同意を与える見込みはまったくみられません。日本は戦後、竹島と北方領土については ICJ へもつて行きま

しようかという提案をしたことがあります。韓国もロシアもNOということで実現していません。

それから、付託協定がない場合でも、(b)の裁判条約によつて管轄権が成立することがあります。これは、何らかの紛争が将来もし発生したという場合にはICJにもつて行くことを予め条約の中に定めておく場合です。先のみなみまぐろ事件では、オーストラリア、ニュージーランドが日本を訴えました。これは国連海洋法条約にそういうことが定められているからということで、日本の同意なしに、一方的に仲裁裁判に訴えたものです。結果的には本件では管轄権はないとされましたが、この国連海洋法条約のように、条約でそれが定められているという場合です。そこで、日本のあの三つの島の問題について、それぞれの国との関係で領土問題をICJへもつて行くというそういう条約がこれまでにあるかという、まったくありません。だからこの方法でもつて行くことは非常にむずかしい。ただ、尖閣については、別途、考えられるところがあります。いま、フィリピンが南シナ海の南沙諸島の海域問題で中国を訴えています。フィリピンは、これは国連海洋法条約にもつづいて管轄権があるのだといっています。これは紛争の主題をどうフォーミュレート(formulate)するかにかかってくるので、一概に管轄権があるともないとも、今の段階ではいえません。それは仲裁裁判所がいずれ決定します。管轄権ありということになったら、問題の諸島を含む海域について、とくにその国際的地位を明らかにするための本案の判断に行きますけれど、管轄権があるかないかがまず前提問題になります。その審査がまだ終わっていません。

それから(c)の選択条項についてです。これは先ほどから触れているように、資料の③のICJ規程第三六条の第二項の規定、三項も四項も関係してきますが、とくに第二項、これが選択条項です。そこでいつていることは、要するに、およそ国際法上の問題についてはいつでもICJに訴えることができるという、そういう宣言を国連加盟国はいつでもすることができるといえます。その宣言のことは選択条項受諾宣言といふので、その宣言をした諸国の間では

裁判義務が形成されますので、いつでも一方的に訴えることができます。日本はこれをしております。ただ、この宣言をしている国は現在六〇数カ国しかなく、国連加盟国の三分の一ぐらいであり、そこが問題です。選択条項を受諾していない国は、紛争が発生しても訴えることはできないし、また訴えられることもない。受諾していれば、訴えることができる。また逆にいつ訴えられるか分からない。そこがちよつと怖いものですから、多くの国は慎重になっています。先の捕鯨事件はこれによって訴えられたものです。では、日本が抱えている領土問題について、ロシアが選択条項を受諾しているかという点と、受諾していない。中国も、韓国も受諾していない。だから日本は選択条項を使って一方的に訴えるということができません。その意味で、この日本の領土問題についての管轄権成立については非常に厳しい状態になっています。本来ならば(a)の付託協定を結んでもって行けばいいのですが、先に述べたように、いまの段階では三カ国はまったく応じる気配がありません。

IV I C J裁判の意義と課題——むずびに代えて——

最後、「IV I C Jの裁判の意義と課題」というところに大急ぎで移ります。まず国際司法裁判所の裁判の意義という点については、いくつか挙げるができますが、ここでは二点だけ指摘しておきたいと思えます。

まず、I C Jで裁判をするとなると、えらく時間がかかります。手間暇がかかります。訴答書面の作成ひとつをとっても大変な作業です。しかし、そういう裁判で紛争を解決することの意義としては、やはり平和的に国家間の紛争を解決するという点にあります。これは非常に重要なことです。平和的に解決しない、それができないとなったら、昔であれば、最終的には戦争になります。戦争で決着をつけるということです。皆さん、日本国憲法の第九条がありますね、戦争の放棄。ご存知のこういう規定がある。「国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国

国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」と。戦争を「国際紛争を解決する手段」としては放棄する。これはなにを意味しているかという、戦争は、昔は国際紛争を解決する手段だったのです。外交交渉を何回やってもダメ、よし、このさい力で決着をつける、場合によってはこういう事態になりかねません。日本国憲法は、おそらくは、一九二八年の不戦条約（戦争放棄に関する条約）からこの規定をもってきているのだらうと思います。現在は、戦争では勝った負けたがない、どっちがどうなるうとも甚大な被害を被りますから、やはりこれは平和的に解決するほかない。国際裁判はそのうちの一つの非常に重要な解決手段です。しかも、それに従わなければなりませんから、確実にそのとおりに収まるということになる。これは非常に大きな価値をもちます。だから、やはり判決を誠実に履行することが重要です。

わが国のあの捕鯨事件で、判決に従うと政府がいうのは当然のことですが、ところが、日本政府は、今年も調査捕鯨を自粛するという。毎年冬に出航するのですが、今年はやらない。しかし、来年は実施するという。それについて、オーストラリア、ニュージーランドは、即刻に反発している。日本としては、調査捕鯨を定めた条約の規定に合うように対応を改めればこれはできるはずだといえます。国際司法裁判所が日本は捕鯨条約第八条の義務に違反しているとしたのは、第八条でいう調査捕鯨になっていないからです。第八条に合うようにすればできるはずだというのが日本の解釈です。頭数を大幅に減らし、さらに非致死捕鯨、鯨を殺さないで調査するといった方法をもっと大々的に強化するというわけです。捕獲数を大幅に削減し、殺さないで調査できるなら、なぜ今までやってこなかったのかということになるんですけれど、いずれにしても強い反発が出ていますから、日本は誤解を招かないように対処する必要があります。あると思います。

それから、意義の二番目です。国際裁判、ICJの場合はとくにそうですけども、裁判を行うということが、国際

法の発展をもたらすことになるということです。これはちょっと変じやないかと思われるかもしれませんが。国際裁判というのは国際法を適用して判決を出すのだから、それ自身はなにも国際法の発展をもたらすことはないのではないかと思われるかもしれませんが、そうではない。裁判によって、その条文の解釈を固め、それからこの条文はどういう場合に適用されるかということを具体的に詰める。それによって、法あるいは条約の規定が本当に生きた規範になります。逆に、裁判でその中身が明らかにされていないような条文規定は、ある意味では眠っている状態なのです。判例でその規定内容が具体化され明確化されます。とくに国際法の場合は慣習法の規則の適用ということが多いのですが、いったい主張される慣習法が成立しているのかどうか、成立していた場合にその中身はどうか、慣習法は何分にも不文法ですから、判決でそれが明確にされることが非常に重要です。しかもそれが国際法のいろいろな分野、海洋法の分野、領土の問題、外交使節関係などに、いっぱいある。それがICJの場合は、そういう分野を問わずに、かかってくる紛争を一元的に裁判できますから、国際法全体が体系的に充実します。したがって、どの国もICJの判決が出たという場合は、外務省を含めて、非常に入念にその判例研究をやります。判決は裁判の当事国しか拘束しませんけれども、いずれそこで明らかにされた法が、もし自分の国がそれに従わないという場合は、また同じ判決が出ますから、違法になってしまう。ですから入念に研究する必要があります。皆さん法学部で、わが国の最高裁の判例がどうだったかを勉強しますけど、それは判例がもっている、法の中身を明らかにして発展させるといふ非常に重要な役割をもっているからです。

最後に課題の方ですけれども、三点ほど挙げておきたいと思います。課題というと、あるいは皆さん、判決をもし守らない国が出てきた場合、その執行、履行の問題をどうするか、それが国際法上明確にされていない、そこが最大の弱点ではないか、と思われるかもしれませんが。しかし実はそうではありません。国際司法裁判所の判決を無視する

などということとは、到底できません。そんなことをしたら、それ以上に大変えらい目にあってしまいます。そこは問題ではなくて、むしろ管轄権のあり方です。先ほど触れましたが、これが非常に限定的であるところが現在の一つの制度上の問題、課題です。同意がなければ原則的に裁判はできないという点です。日本は竹島は自国領だ、韓国は自分のものだといって争いになっても、相手側の同意がなければ訴えることができない。そこに一つの大きな限界がある。そこで、もう少し管轄権の枠を拡大することが将来の課題として残っています。

課題の二番目は、先ほども少し触れた当事者能力の点です。国家しか裁判の当事者になることができない。個人とか国際機構はなれないというのは、これもちょっと狭すぎる。たしかに個人に直接提訴権を与えるということはむずかしいでしょう。いま何十億か人がいるわけです。この人たちがみんな提訴権をもってICJに提訴となったら、ICJはとても裁き切れません。しかし国際機構については、国連とかILOのような一定の国際機構には、そういう提訴権を認めることが考えられます。実際、加盟国と国連との紛争というものが起こっています。そのため、一定の国際機構には当事者能力を認めるべきではないかという意見が、学説上では以前からかなり強くありますが、そのためには、国際司法裁判所規程を改正しなければなりません。それはいまだ実現しておりません。

それから三番目の問題点として、これは法制度上の問題というよりは、裁判官の選出方法の実情、すなわち国連での選挙の実情です。これは個人的な見解ですけれども、一般論として、ちよつと政治化しすぎていないかと危惧されます。裁判官の選出の仕組みについて、ここでは詳しく説明できませんが、ICJ規程では、政府の政治的な影響を排除して裁判官を選出することになっています。けれども、実際はそのとおりになっていません。政府の影響が非常に強い。そうすると、今後、規程の求める能力や資格が必ずしも十分でないような人が裁判官として出てくる可能性を排除できません。そうすると今度は判決の質あるいは判決の内在的価値の問題に影響してきますから、これはやはり

注意しなければならぬ問題であろうと思います。ICJの判決がもつ権威というか重みは、ひとえにその内在的価値にかかっております。

以上ですが、最後に日本の課題についてひと言だけ。日本はこれから先、法の適用によって公正な解決をはかる国際裁判を、勝っても負けても、積極的に役立てていった方がいいと思います。ただ、そのためには、当然それなりの体制ができていなければなりません。日本の今の対応の仕方では本当に国際裁判を遂行できる、闘える、そういう万全な体制ができていくかどうか、この度の捕鯨事件を省みて、そこは真剣に再検討なり総点検することが求められているのではなからうか、ということを感じました。将来のために求められる検討課題ではないかと思えます。

* * * * *

非常に急ぎましたけれども、おそらく質問がোধりだろうと思えますので、私に答えられる限りでお答えしたいと思います。

最後に、法学部の学生の皆さん、先ほど学長先生のお話では皆さんの大学の建学の精神は開拓者精神だということです。そのような開拓者の精神をもって、どしどし前向きに勉学に挑み、また、その精神をもって社会で存分に活躍していただきたいと思えます。

注

(1) 二〇一四年一〇月七日、おもに本学法学部の学生を対象として行われた講演である。